

明石市環境レポートについて

明石市環境レポートは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第 18 条に基づき作成するもので、基本施策の実施状況についてまとめたものです。

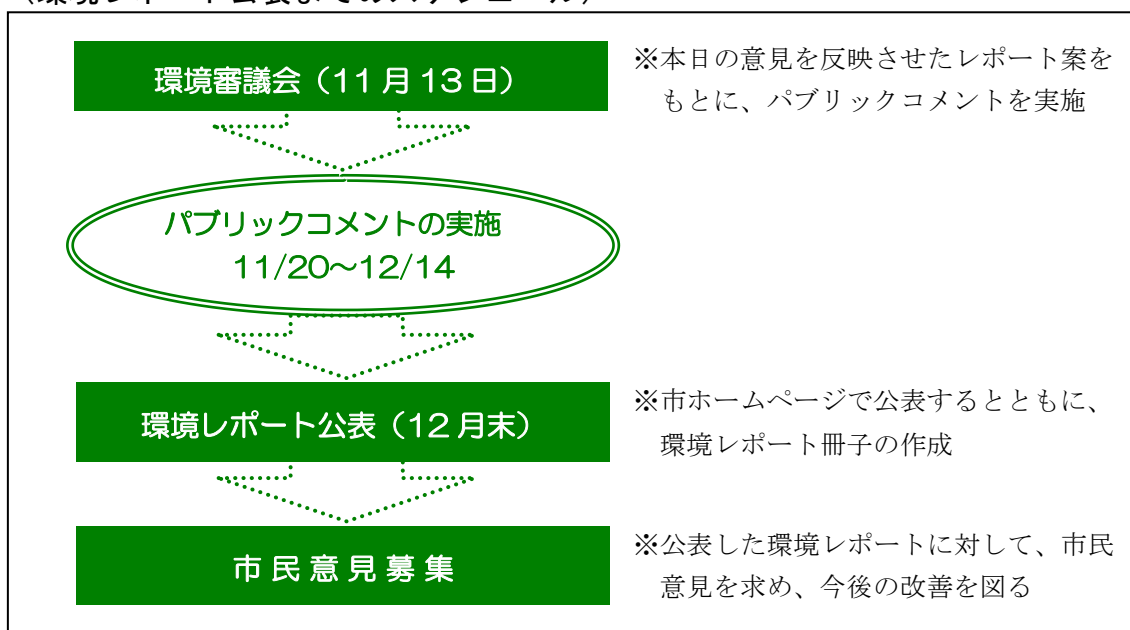
公表にあたっては、パブリックコメントを実施するとともに、環境審議会からの意見も踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対しても、市民等から意見を求め、さらなる施策の推進・改善を図ることとしています。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋
(年次報告書)

第 18 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境レポート公表までのスケジュール)



昨年度からの主な変更点

- ①全体構成の変更
- ②環境基本計画に沿った内容に変更
(循環型社会への実現・安心安全社会の実現・横断的施策の追加)
- ③エコウイングあかしのグループ別項目を一括化
- ④事業評価にエコ活動編を追加